

令和 8 年 8 月 2 6 日住民説明会の市長メッセージ （仮称）大山田安定型産業廃棄物最終処分場の計画について

このたびの（仮称）大山田安定型産業廃棄物最終処分場の計画について、伊賀市としての最終的な判断をお伝えいたします。

伊賀市は、令和 6 年 10 月より専門家や地域代表による「伊賀市水道水源保護審議会」における計 8 回にわたる科学的・客観的な審議の結果、さらには大山田地域をはじめ、服部川流域の皆さま、また誇りを持って汗を流して「伊賀米ブランド」をお支えいただいている皆様から数多く寄せられたました切実なご要望を重く受け止めまして、8 月 2 6 日付で、本件事業を伊賀市水道水源保護条例第 12 条第 3 項に基づく「規制対象事業場」に認定することと致しました。

これは、伊賀市の未来に「安全な水」という必要不可欠な財産を引き継ぎ、市民のいのちと健康を守り、安心して暮らせる地域を残していくために適正に判断したものです。

今回の判断は、同条例第 1 条の目的に照らした客観的な事実および専門的知見のみに基づいて下したものです。

産廃処分場計画地の下流に位置する山田水源は、約 1300 人の市民生活を支える極めて重要な飲料水供給源であり、万が一の汚染されは場合には回復が不可能な公共的利益の重大な侵害となります。審議会および行政手続きの過程において、以下の客観的な事業計画の重大な問題が確認されました。

第一に、計画の大前提における科学的根拠の重大な欠落です。事業者はことさら「汚染水は発生しない」との主張を繰り返しておりますが、それを裏付ける十分な実証データや科学的根拠がまったく示されておらず、想定外の事態における有害物質流出時の具体的なリスク評価がされていないと判断しました。

第二に、安全対策の「評価不能」という客観的事実です。汚染の程度や影響範囲が事業者によって適切に示されていないため、地質構造を活用した水漏れ防止策や排水処理施設などの安全対策が、法令の求める基準や妥当性を満たしているかについて、客観的な検証を行うことが物理的・科学的に不可能な状態にあります。

第三に、地質調査の客観的データ不足と説明責任の未了です。施設の安全性の根拠とされる「水を通しにくい地層」に関する調査データは広大な計画地に対して著しく少なく、断層や岩盤の裂け目などのリスク要因を網羅的に検証したとは言い難い状況です。さらに、万が一汚染が生じた場合の地下水等の拡大ルートを特定し証明する責任を、事業者は十分に果たしておりません。こうした中で、説明責任を欠いたまま手続きを進めようとする不誠実な対応が、行政手続きにおける信頼性を著しく損なっております。

第四に、地域社会との対話および合意形成の著しい欠如です。伊賀市水道水源保護条例が求めている説明会を通じた地域住民との信頼関係の構築や、十分な合意形成がまったくなされておらず、住民の皆さまの不安や懸念が払拭されるところか、事業者に対する不信感が高まるばかりで本日に至っております。

関係法令が想定する適正な事業者と地域社会との協調関係が成立していないことは、長期的な施設管理における環境リスクを管理する上で致命的な要件の欠如と判断せざるを得ません。

その上で、事業者の経済活動の自由や私的な利益の追求と、市民の生命、健康、および生活環境を守る「安全な水の安定供給」という極めて優越すべき公益を比較すれば、当然市が最優先で守るべきは市民の安心安全のための公益であり、このことは疑う余地もありません。

今回の規制対象事業場の認定により、同条例第 15 条の規定に基づき、当該規制対象事業場の設置は固く禁止されることとなります。この設置禁止の措置は、憲法および地方自治法が認める「公共の福祉」の実現に向けたものであり、伊賀市水道水源保護条例を遵守した合理的かつ必要な行政処分であります。

伊賀市長として、これからも、貴重な水源の保護を通じて、市民のいのちと暮らしを守るため、どんな困難があっても強い信念をもって全力で対応していく決意です。引き続き、伊賀市の未来のために皆様のご理解とご協力をどうかよろしくお願いいたします。

令和 8 年 8 月 2 6 日

伊賀市長

稲森 稔尚